

看護職員の処遇改善への対応について

標記のことにつきまして、本院においては、令和4年10月からの看護職員の処遇改善について、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

- ・ 処遇改善手当の月額
深夜の全部を含む勤務を割り振られている看護職員：12,000円
- ・ 夜間診療・看護等手当額
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合：8,000円